



介護保険 中新川だより

2024.7.1
No.46

介護保険
中新川だより

2024.7.1
No.46

編集・発行 中新川広域行政事務組合
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242 TEL076-464-1316 FAX076-463-3199

■E-mail kaigohoken@union.nakanikawa.toyama.jp
■URL http://www.union.nakanikawa.toyama.jp

介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食事・部屋代について、低所得者を対象に負担軽減を行っています。

軽減を受けるには申請が必要で、申請いただいた後、対象者には「介護保険負担限度額認定証」を発行しています。また、既に認定証をお持ちの方も、有効期限が令和6年7月31日までですので、継続して軽減を受けるには更新申請が必要です。

利用者負担段階	対 象 者 <第1～3段階①・②の方が負担軽減の対象>	
	所得等の要件(※1)	預貯金等の要件(※1)
第1段階	●市町村民税非課税世帯(※2)の老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	●市町村民税非課税世帯(※2)	●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が80万円以下 単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①		●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が80万円超～120万円以下 単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②		●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が120万円超 単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)
第4段階(対象外)	●上記以外の方(市町村民税課税世帯(※2)の方)	

(※1)「所得等の要件」及び「預貯金等の要件」の両方を満たすことが必要（満たしていない場合、第4段階となる）

(※2) 世帯には、世帯分離している配偶者を含む

(※3) 非課税年金（障害年金・遺族年金）も含む

「中新川フィットなび」(地域資源情報検索システム)のご案内

■「中新川フィットなび」を使ってみよう！

あなたにフィット！ほしい情報を一元化し、提供するためのサイトです。
中新川広域行政事務組合のホームページよりアクセスできます。また、右下のQRコードからもアクセスできます。

- ・中新川管内の地域資源情報（医療機関・介護事業所・インフォーマルサービス（通いの場等））がマップ上で簡単に検索できます。
- ・介護事業所の空き情報検索ができます。（対象はデイサービス・ホームヘルプサービス・ショートステイ）



介護保険に関するお問い合わせは…

〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242

中新川広域行政事務組合

介護保険課 ☎464-1316

地域包括支援センター
舟橋村 ☎464-1847
上市町 ☎473-2811
立山町 ☎462-9088



こちらの写真は、舟橋村の「おれんじカフェふなはし」。ご近所の方や介護の悩みをお持ちの方々の集いの場です。担当職員から介護技術の助言を受ける様子や参加者同士が交流し茶話会をする様子が見られます。

第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）では、高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるよう、適切な介護サービスと地域の支援体制を整えることを目的として、下記の基本理念を掲げ、3つの基本目標を設定しました。

基本理念

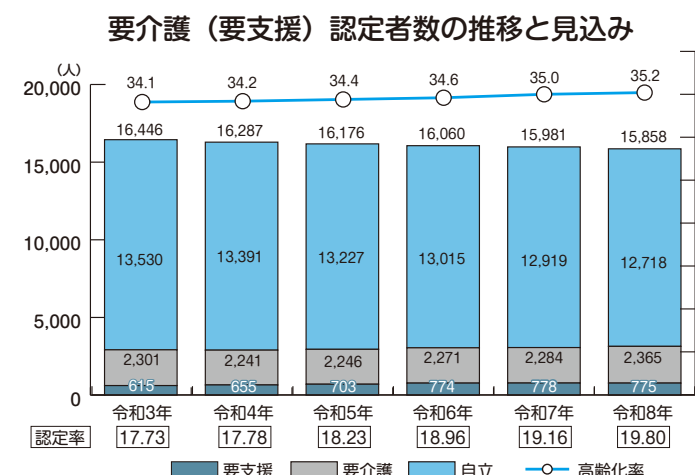
高齢者自身の希望を最大限に尊重し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・充実

基本目標2 介護予防・健康づくりの促進

基本目標3 介護保険サービスの適正化



○3か年分の介護サービス費の見込みに基づき、介護保険料を算定しました（p3参照）。

令和6年度～令和8年度
介護保険料の基準額 6,262円（月額）
75,100円（年額）

算定額根拠

$3,718,294 \text{ 千円} \div 49,481 \text{ 人} \div 12 \text{ 月}$
 （3か年で必要なサービス費の見込み額の23%相当） （65歳以上の3か年延べ人数）

（介護予防の推進について）

○基本目標2では、地域包括支援センターと協力して、地域の高齢者が安心して集える交流の場づくりに取り組んでおります。詳しい開催箇所については、中新川フィットなび（p4参照）または地域包括支援センターで確認することができます。

介護保険料 (令和6年度)と 納め方

中新川管内で必要な
介護保険サービスの費用

65歳以上の方の
負担分23%

中新川管内に住む
65歳以上の方の人数

中新川広域行政事務組合の
令和6～8年度の介護保険料の基準額 **75,100円 (年額)**
(6,262円 (月額))

保険料は、所得に応じた負担になるよう13段階に分かれており、それぞれの金額は、基準額6,262円 (月額) × 12月 × 調整率を100円未満で四捨五入しています。(第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。)



保険料額

所得段階	対象となる方	調整率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が町村民税非課税の方	基準額×0.250	18,800円
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額※2の合計が 80万円以下の方	基準額×0.40	30,000円
第3段階	120万円超の方	基準額×0.685	51,500円
第4段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、 本人は町村民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額×0.90	67,600円
第5段階	80万円超の方	基準額×1.00	75,100円 (基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額×1.15	86,400円
第7段階	120万円以上 210万円未満の方	基準額×1.30	97,700円
第8段階	210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.50	112,700円
第9段階	320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.70	127,700円
第10段階	420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.90	142,800円
第11段階	520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.10	157,800円
第12段階	620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.30	172,800円
第13段階	720万円以上の方	基準額×2.40	180,300円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
※2 合計所得金額「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

保険料の 納め方

受給している年金 (老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。) の額等によって2通りに分かります。

年金が年額18万円以上の方

◆年金から【天引き】になります
(特別徴収)

保険料の年額が、年6回に分けて、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に天引きされます。

- 年金が年額18万円未満の方
- 年度途中で保険料額が変更になった方
- 65歳到達者、転入等された方
(通常、半年から1年後に年金天引きになります。)

◆納期ごとに【納付書】をもって指定の金融機関または
中新川広域行政事務組合で納めます(普通徴収)

納期月
7月～2月毎月末

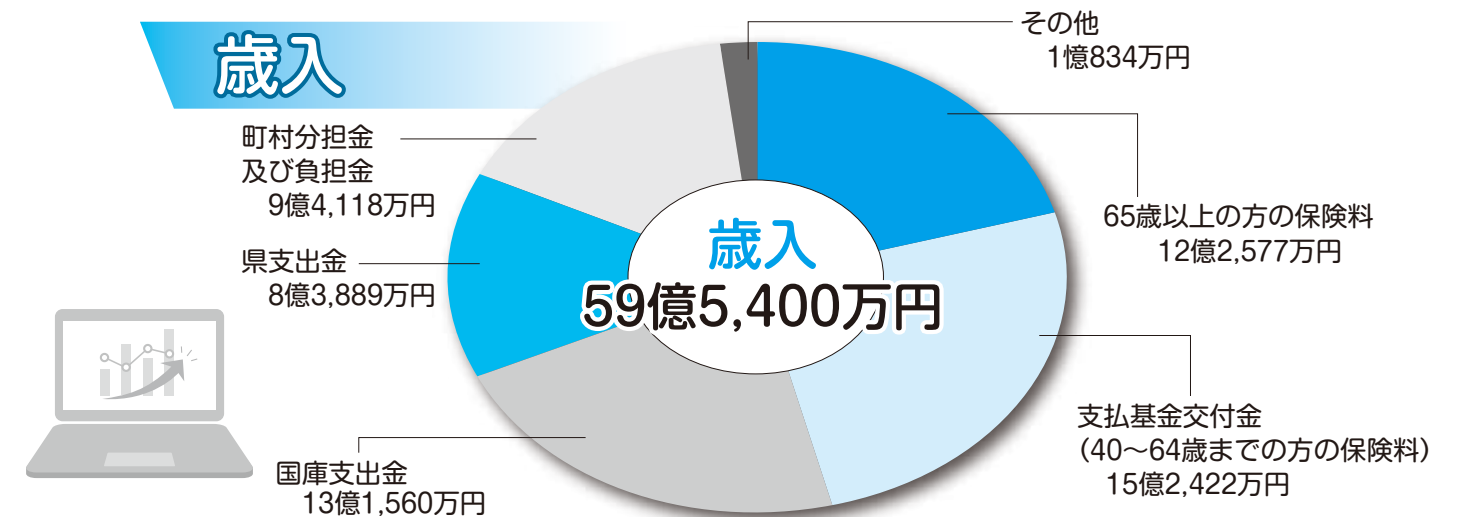
便利で確実な口座振替
がおすすめです。

令和6年度 介護保険予算概要

令和6年度 予算について

令和6年度の介護保険事業特別会計当初予算総額は、59億5,400万円です。
今年度も、適正で円滑な事業の推進に取り組んでいきます。

歳入



特定入所者介護サービス費 1億1,615万円
高額介護サービス費 1億2,042万円
介護予防サービス費 1億3,705万円
地域支援事業費及び保健福祉事業費 2億9,735万円
人件費、事務費等 2億2,143万円

歳出



- ◆施設介護サービス費
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の入所者の保険給付費
- ◆居宅介護サービス費
(地域密着型サービス費を含む)
要介護一～五の方のデイサービス、訪問介護、通所リハビリテーション、認知症グループホームなどの保険給付費
- ◆介護予防サービス費
要支援一・二の方のデイサービス、訪問介護等の保険給付費
- ◆高額介護サービス費
一カ月に支払った介護保険の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合に支給されるもの
- ◆特定入所者介護サービス費
低所得者の方が施設入所やショートステイを利用されたときの食費、部屋代の負担限度額を超えた分の費用を支給するもの
- ◆地域支援事業費及び保健福祉事業費
主に要支援の方のデイサービス・訪問介護給付と介護予防・家族への支援のための費用。(地域包括支援センターを中心として、事業を実施しています。)

歳出項目の説明